

# 教員養成課程向け法学関連授業における 熊本地方検察庁の出前教室の活用

上 田 理恵子

## Introduction of Delivery Lectures of the Kumamoto District Public Prosecutors Office into Law Lectures for Students in a Teacher Training Course

Rieko UEDA

### はじめに

学習指導要領の改訂（小中学校で2008年、高校で2009年）で位置づけられた法教育も、2011年度から小中高で順次全面実施が始まっている。2005年の法教育推進協議会発足をはじめ、法務省や検察庁でも、法教育の推進・普及活動が進められてきている<sup>1</sup>。

新たな動きが加速する学校教育の現場に送りだされるのが大学の教員養成課程の学生たちである。このことを意識して、筆者はこれまで担当の授業に法教育に関する情報を盛り込むよう試みてきた。また、県内の法関連機関から出前教室や移動教室を提供していただける機会は積極的に利用してきた。その例として、裁判員制度導入直前に利用させていただいた熊本地方裁判所の出前講座については、すでに実践報告として本誌に報告済みである<sup>2</sup>。

2011年度前期には、「法律学概説」のために出前教室、3年生向けの「法律学特講」でも移動教室（模擬取り調べ）を実施していただき、熊本地方検察庁には大変お世話になった。

そのなかで、今回の出前教室では、検察のしくみや仕事のほか、法教育についても検察庁の取り組み例をテーマとした講義を依頼したこと、授業参加者を交えての実践であったことなど、新たな試みが重なった。それらの実践状況を報告することで、教員養成課程に学ぶ学生向けにより望ましい授業の在り方を考える素材としたい。

### 1. 授業計画における出前教室の位置付け

出前教室を取り入れた授業科目は、2011年度の熊本大学教育学部2年生向け「法律学概説」である。中学校社会科教員免許を取得するための選択必修科目であり、受講登録者数は33名を数える。以下に授

業の目標、授業内容、テキスト等を紹介する。

#### 【授業の目標】<sup>3</sup>

最近の司法制度改革の一環として「裁判員制度の導入」や「学校教育等における司法に関する学習機会の充実」が進行中である。これから教育現場で社会科を担当する皆さんは、自分たちが生徒であった頃に比べて、法に関わる指導分野が飛躍的に増加してくる事態に直面することになる。このような事情をふまえ、本講義では大きく分けて以下2点の目標を設定したい。

- (1) 市民的教養として、法・法学に関する基礎知識を身につけること。
- (2) 将来、中学校や高校で法制度に関わる分野の授業を担当するにあたって確認しておくのがふさわしい方法の数々（法的思考、法令集・判例等の読み方、調べ方等）を身につける。

#### 【授業の実施内容】

1. ガイダンス・法学への招待
- 2/3. 民法入門(1) (民法の全体像)
4. 民法入門(2) (契約の成立とその効果)
5. 民法入門(3) (不法行為・消費者契約法)
6. 特別授業① (熊本県消費生活センター出前講座)
7. 民法入門(4) (家族法)
8. 刑事法入門(1) (犯罪と刑罰)
9. 刑事法入門(2) (刑事司法の現在)
10. 特別授業② (熊本地方検察庁出前教室)
11. 民事手続入門
12. 国際社会と法
14. 近代日本司法制度史より
15. 復習とまとめ

#### 【テキスト】

池田真朗編 (2009) 『プレステップ法学』弘文堂  
その他、小型・中型の六法を持参すること。『法学六法』(信山社)、『ポケット六法』(有斐閣)、『コンパクト六法』(岩波書店)、『デイリー六法』(三

\* 熊本大学教育学部 社会科

省堂) などがある。

【参考文献】(熊本大学(2011)『授業計画書』)

- ・大村敦志(2003)『生活民法入門』東京大学出版会
- ・君塚正臣(2009)『高校から大学への法学』法律文化社
- ・道垣内弘人(2010)『プレップ法学を学ぶ前に』弘文堂
- ・南野森(2009)『ブリッジブック法学入門』信山社
- ・前田雅英(2009)『裁判員のための刑事法入門』東京大学出版会
- ・弥永真生(2007)『法律学習マニュアル』(第2版補訂版)有斐閣
- ・橋本康弘・野坂佳生(2006)『“法”を教える一身近な題材で基礎基本を授業する一』明治図書

【評価方法】

参加態度(20%) + 課題提出(30%) + 筆記試験(50%)

【履修上の指導】

可能であれば特別講師の授業も予定している為、無届遅刻や欠席の無いよう注意すること。日常の社会生活が法的にどういう意味を持つてくるのか、授業を機に考える練習をしてほしい。

科目名に「概説」とあるとおり、実定法のさまざまな分野について入門的・網羅的な知識を獲得することが本授業の役割と考えている。それらのなかには、中学校の公民的分野で近い将来、自身が教壇で教えることになるものが多いからである。また、熊本県内でも裁判所の模擬裁判等、学校教育に法曹関係者が関わる機会が増えてきていることをふまえ、学生たちにも座学のみならず体験学習を課すように務めている。例年、学生には5月末までに任意の裁判を傍聴し、レポートを提出するという課題を課している。出前教室についても、本実践のほか、民法学習時にあわせて、今年度は消費生活センターの出前教室も利用させていただいた。

## 2. 検察庁出前教室の実施に向けた準備 —事前アンケート—

出前教室を利用するにあたり、申し込みや事前の打ち合わせは、実施日のひと月ほど前から、熊本地方検察庁の企画調査課に相談させていただいた。

同庁のWebサイトによれば、「検察庁の仕組みや仕事の内容」について講義を行うものと、教員研修や学校へ出向いて「法教育の概要や意義」を説明す

るものとが紹介されている<sup>4</sup>。せっかく検察官の講義をしていただくので、実務に関わるお話を中心としつつも、教員養成課程における授業であることから、法教育推進に向けた検察庁の具体的取り組みについてもお話していただくよう、お願いした。

授業担当者の事前準備として配慮した点は、事前アンケートの実施である。回収した結果を整理したうえ、検察庁へ送付しておいたことである。回答者数は29名を数えた。

アンケートの質問項目は、①熊本地方検察庁の所在地、②検察について日頃から知っていることやイメージ、③裁判員制度への参加の意思と理由、④検察に関する任意の質問、の4点とした。

①について、前述の通り、裁判傍聴の課題とレポート提出を義務づけていたため、受講生全員が一度は裁判所を訪れたことがある。隣接する検察庁を記憶にとどめているかどうかを考えて尋ねてみたところ、おおよその所在地を記入できた数は12名。半数に満たなかった。

②について、多かった順に挙げれば「厳しい/厳格」(4名)、「(テレビドラマの)『HERO』」「正義の味方/悪を暴く」(各3名ずつ)、「精神的につらそう」(2名)となった。また、「世間とは距離をおいている」「警察との違いがよくわからない」「難しい仕事」というように、近寄りがたいイメージがある一方で「被害者の味方」「治安を守る」といったように頼もしいイメージもある。最近の報道にあった刑事事件名を挙げたり「冤罪事件」という記述もあるにはあったが、社会科教員になろうという学生にとっては、メディアを反映したものは意外と少なかった。新聞を読んでいないからなのか、先方を思いやっとなのかはさだかではない。また、知っていることとして「起訴するかどうかを決める」と明記されていたのは1名だけであった。

③について、講義の内容が裁判員制度についても言及されることを考え、現時点での学生の意識を明らかにするために設定した。選択肢は、学生であれば免除されること<sup>5</sup>を考慮して設定した。回答状況は「ぜひ参加したい」(4名)、「どちらかといえば参加したい」(7名)、「どちらかといえば参加したくない」(15名)、「参加しない」(3名)。

参加したい理由として群を抜いて多かったのは「一生に一度あるかないかのよい経験」(10名)であり、「日本国民として司法について知るべきである」、「社会に対して責任がある」、「重大犯罪について考える機会となる」などの記述が個別にみられた。参加したくない理由は、「知識/適性がない」(10名)、「授業を休みたくない」(5名)、「他人の刑罰を決め

る行為をしたくない」(4名),「判断に誤りがあったらと考えるとこわい」(3名),「衝撃的な写真を見せられるのがこわい」(2名)などであった。参加したい理由では、「国民としての義務」や「責任」という語が用いられるのに対し、参加したくない理由については専ら個人の心情からの理由が挙げられ、制度として批判する趣旨の記述はみられなかった。

④について、検察制度や組織全体に関するものと、検察官個人に対するものに分けられた。前者については「仕事について知りたい」(4名)ものや、メディアを通して見聞きする複数の事件や組織に関する情報について尋ねるものがみられた。ただし、文面からは何をどの程度ということまでは必ずしもさだかではなく、特定の語を挙げ、それについてどう思うか、という漠然とした質問にとどまっていたものが多かった。これに対して後者、すなわち講師個人に関する質問については、「なぜ、裁判官や弁護士でなく検察官なのか」「一番印象に残っている事件はどんな事件か」「精神的につらいと思うのに悩みや不安はないのか」といったように、少なくとも質問内容がはっきりしていた。

### 3. 出前教室当日の進行

当日の講義の内容は①検察官の仕事、②司法制度改革と法教育、③裁判員制度や事前アンケートの残りの質問の回答に大別された。

①については、捜査、起訴、公判、有罪の場合に刑の執行にいたるまで刑事手続の流れに即して検察官の関わり方が説明された。適宜、事前アンケートの質問への回答を交えてお話いただいた。

②については「事前規制型」から「事後チェック型」へと社会全体のありようが変化したという司法制度改革の背景説明から始まり、身近で頼りがいのある司法制度の構築のためには司法作用も国民全体で支える必要があること、そのような国民を育成するための法教育の必要性、熊本地方検察庁での取り組み事例(小・中学校への出前教室や移動教室の実践例、教材例)などが紹介された。司法制度改革については、改革審議会の意見書提出からちょうど10年目を迎える。法教育についても刊行物や授業例が蓄積されてきている。内容が難しくなることを想定して、授業担当者の側でも、事前に出前教室の前に関連する新聞記事<sup>6</sup>や、法務省のサイトや参考図書を紹介しておいた。

③については、①や②をふまえて裁判員制度の意義が説明されたり、事前アンケートのなかの質問項目に沿いながら、講師を務められた検察官ご自身の

体験やお考えをうかがうことができた。質疑応答の時間まで予定された時間配分をしていただいたが、残念ながら学生からの質問はなかった。

### 4. 提出課題と考察

授業の終わりに、受講生には所定の用紙で「事後アンケート」を配布し、次週までの宿題とした。質問項目は以下の4点である。

- (質問1) 講師の紹介。
- (質問2) 授業内容の説明。
- (質問3) とくに印象に残った点ないしは授業を受ける前と後で自分の理解や考えが変わった点を述べること。
- (質問4) その他の感想や要望。

このうち最初の二つの質問は講師の話をきちんと聴いていたかどうか、確認のために設定した。提出までに時間があつたこともあり、的外れな記述はなかったが、小見出しをつけるなど、全体を要領よくまとめたものは少なく、自分の印象に残った部分だけを詳しく述べるものが目立った。

(質問3)に対する回答で多かったものから順に五つを列挙すると、以下の通りとなった。

- (1位) 「検察官による起訴便宜主義、実際には8割が不起訴になること」(10名)
- (2位) 「実際の仕事では、悩みや不安、憤りや涙が出そうになるが、それを見せないで証拠から冷静に判断するということ」(5名)
- (3位) 「全国規模で転動しなければならない」(4名)
- (4位) 「裁判員に選ばれたら、『検察官のあらさがしをしてやる!』というくらいの気持ちで来てほしいと言われたこと」(3名)
- (4位) 「ルールに数字のような正解はなく、遵守ばかりを強調するのではないこと」(3名)

当日の講義のテーマを「検察のしくみ・仕事」と「法教育」に敢て分けるとすると、回答状況からみて、より印象に残ったのは前者である。1位から3位までは検察官の仕事や検察官の姿勢に関わる事柄である。このうち、起訴便宜主義や不起訴の割合については、出前教室に先立つ授業でも扱ってはいた。法務省の『犯罪白書』等の統計をもとに、検挙・逮捕されてから刑事裁判の判決にいたるまでの人数の推移を示したこともあったのだが、実務家から直接に

聴かされる方が印象に残ったようである。

他にも「遺族の気持ちを代弁できるのは検察官だけだということ」「真に処罰するものを処罰するのが検察官だということ」「司法解剖の説明がリアルだった」「警察との違いがイメージできた」「検察という書類とにらめっこしているイメージが漠然とあったが、現場や司法解剖へ立ち会ったり、活動的なんだとわかって驚いた」などの記述があった。

法教育一般に関わる内容は4位に登場する。講義では、ルールや法律は自分たちの利益や権利を守るためにあり、「きまりだから守る」ではなく、なぜそのようなきまりがあるのかを考え、私たちも主体的に関わっていかなくてはならない、という文脈で語られていた。裁判員制度の導入理由にもなる部分である。個別の記述をみれば表現方法には問題があるものも多いが、講義の要点が印象に残った点は確認できた。

(質問4)は自由記述だったが、司法機関の役割に注目したものがみられた。「裁判員にも候補者に選ばれたら行ってみたいと思うようになった」(5名)、「検察官の生の声を聞く機会はめったにないので有意義な時間だった」(4名)、「悲惨な事件の再発を防ぐために検察庁が機能してほしい」(2名)などである。

「ニュースやドラマで検察のイメージがつけられていたので、このように検察官が直接に講演するのは大切だと思った」教育現場では人気ドラマや映画を教材として用いる実践例も紹介されているが、それらが製作意図や脚色部分まで配慮したうえで、「生の声」も併せて取り入れる必要があろう。

新聞報道等の知識にもとづき「再審で無罪判決が出た時、検察に対する罰則がないのか、聞いたかった」「不起訴の理由を被害者家族に伝える義務がないのはなぜか、聞いたかった」という質問も記述されていた。事前の質問では、回答する側にとって必ずしも快からぬようなぶしつけな質問も、そのままお伝えしてあった。当日は、それらにも丁寧に回答されていたこと、当日、講師から「何でも聞いてください」と何度も呼びかけられていたことを思えば、なぜ当日に質問しなかったのか、授業担当者としても当惑する。後から思いついたのか、大勢の前で発言することが恥ずかしかったのかはわからないが、前者ならば本人の準備不足、後者ならば、教員養成課程で学ぶ場合の自覚に欠けるということになろう。また、授業担当者としては、普段から質問を引き出すよう、問いかけを繰り返すことも必要であろう。

## 5. 授業参観者の感想と考察

今回は、どのように出前教室を活用すべきか、教員をはじめ複数の視角からご教示いただきたく、授業参観に提供することとした。授業参加の取り組みは、「教員が相互に授業のあり方を学び合うことを通して、授業の改善に資する」<sup>7</sup>ことを目的に、平成21年度から教育学部の各学科で実施されているからである。

授業の構成における出前教室の位置づけをご理解いただくため、当日は授業の日程案と事前アンケートの集計結果を参観者向け資料として用意した。

当日の参観者は6名。授業の空き時間を利用して学生、大学院生、教員であった。

授業参観者のコメントは、後日、学科のFD委員がまとめている。それによれば、学外からの講師による出前教室の位置づけ方については評価していただけたようである。また、法教育を進めていくうえで、他学科や複数の授業科目まで拡大しての連携が必要であるというご指摘は、授業担当者が何度か授業実践報告で指摘してきた点<sup>8</sup>を共有できたことになり、心強かった。さらに、キャリア教育としての観点をご指摘いただいたものもあった。この観点から見れば、学生たちの質問や感想に対しても違った見方ができる。刑事司法のしくみや法律学に関する知見を深めることができない場合であっても、検察官という職業や検察官としての心構え、職務に対する姿勢を講師から直接にうかがい、感動したり興味を持つことも、「人を知る」ことをモットーとする社会科教員の出発点としては大切である。

一方、授業参観者からご指摘いただいたなかで最も大きな課題も、学生が当日に質問しなかったことであった。さらに、検察制度や法教育の話より講師ご自身の体験などの具体的な話の方に学生が興味を持っていた様子も観察されている。

### おわりに

出前教室から学ぶのは学生ばかりではない。授業の内容から、さらには準備から事後の反省にいたるまでの過程で、授業担当者もいろいろと新たに学んだり、気づかされる。

「気づき」から、今回のテーマに関わったものを三つだけ挙げておく。一つ目は、まずは普段の授業から双方向のコミュニケーションありき、ということである。次回からはできるだけ「〇〇について質問すればよかった」の感想を減らせるような習慣づけを試みたい。

二つ目は、出前教室のテーマ選択や配分については、学年によって考慮した方がよい、ということである。教員や授業参観者にはどのテーマも興味深かったが、学生のアンケートを読んだかぎりでは、検察官としての経験や姿勢に関してはかなり強烈な印象を受けたことがわかる一方、制度全体や法教育の趣旨説明のくだりでは聴講する集中力が途切れていたかもしれない、という印象を受けるものがいくつかあった。2年生では、教育実習のなかでも教壇に立つ実習は未経験である。優れた授業例を紹介されても、まだ自分が授業する姿と結び付けることができない。この点、参観者の中にいた4年生の反応は対照的で、「法律」のかわりに「ルール」など、やさしい言葉で難しい事柄を端的に表現する方法や、具体的な教材の紹介にとっても興味を持ったと話してくれた。学生にとって「面白く」なくても伝えておかねばならない内容も無論ある。ただ、授業の種類、普段の授業と出前教室とのより効果的な組み合わせを考えるのも授業担当者の務めだと考える。

最後に、「検察」について、一般にはなじみのないぶんだけ誤ったり偏った見方がなかなか是正されていないということである。それを払拭するには、直接に検察官や検察庁の職員が学校で講演されるのが一番確かではあるが、全国の小中学校に出向くことなどなかなか難しいことを思えば、こうした経験を持つ教員が増えていくことの意義は大きいに違いない。

## 謝 辞

この場を借りて、本報告を作成するにあたり、熊本地方検察庁と授業を参観していただいた皆様に、授業担当者としてこの場を借りて心より御礼を申し上げます。

- 1 これらの活動の詳細については法務省のサイト (<http://www.moj.go.jp>) のほか、『法学セミナー』2010年2月号、『法律のひろば』2010年6月号の特集を参照。
- 2 拙稿「法教育担当者養成に向けた授業づくりの試み—裁判員制度に関する熊本地方裁判所講座の利用を通して—」熊本大学教育実践研究 第25号(2008年), 113-118頁; 拙稿「熊本地方裁判所による裁判員裁判模擬評議を利用して」熊本大学教育実践研究 第26号(2009年), 75-59頁。
- 3 以下、【履修上の指導】までは熊本大学(2011)『授業計画書』より。ただし【授業の内容】については実施済みの内容を記載している。
- 4 [www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml](http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml) (最終閲覧日2011年10月20日)
- 5 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第3号。
- 6 「身近な司法へ模索続く—改革審 意見書から10年」朝日新聞(2011年6月7日)。
- 7 教育学部授業参観実施要項。
- 8 例えば、拙稿「法教育担当者養成に向けた授業づくりの試み—裁判員制度に関する熊本地方裁判所講座の利用を通して—」熊本大学教育実践研究 第25号(2008年), 118頁。